

令和 2 年度名古屋市教育委員会第 6 号議案

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

経済的理由によって修学が困難な者に対して支給する、高等学校等において修学するために必要な学資（奨学金）について、新型コロナウイルス感染症発生前に比べて収入が大幅に落ち込んだ世帯を受給対象とできるよう、令和 2 年度における奨学金の受給資格の特例について、規定を整備します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の表中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における受給資格の特例）

- 3 奨学金の支給を受けようとする者であって、その保護者等の令和 2 年における収入が著しく減少した者のうち委員会が別に定める者については、令和 2 年度に限り、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 4 号に規定する要件を備えている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市奨学金条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行								
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（経過措置）</u> 2 この規則の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者について適用する。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>令和 2 年度以降</td><td>（略）</td></tr></table> <u>（令和 2 年度における受給資格の特例）</u> 3 <u>奨学金の支給を受けようとする者であって、その保護者等の令和 2 年における収入が著しく減少した者のうち委員会が別に定める者については、令和 2 年度に限り、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 4 号に規定する要件を備えている者とみなす。</u>	（略）		令和 2 年度以降	（略）	附 則 1 （略） 2 この規則の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者について適用する。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>平成32年度以降</td><td>（略）</td></tr></table>	（略）		平成32年度以降	（略）
（略）									
令和 2 年度以降	（略）								
（略）									
平成32年度以降	（略）								